



2026年5月14日

各 位

会 社 名 T D S E 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 東 垣 直 樹  
(コード番号:7046 東証グロース)  
問 合 せ 先 管 理 統 括 長 田 中 秀 幸  
(TEL.03-6383-3261)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月に開催予定の第13期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

当社は、2026年2月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、定款に監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除など、所要の変更を行います。

また、顧客ニーズの多様化に対応するため、関係法令に基づく事業推進体制を整備する観点から、現行定款の事業目的を追加いたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日：2026年6月29日（予定）

定款一部変更の効力発生日：2026年6月29日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条 (商号) (条文省略)	第1章 総則 第1条 (商号) (現行どおり)
(目的) 第2条 1～6 (条文省略) (新 設) 7. 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 1～6 (現行どおり) 7. <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業</u> 8. 前各号に附帯する一切の業務
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(機関の設置) 第5条 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> (新 設) 4. 会計監査人	(機関の設置) 第5条 1. 取締役会 (削 除) (削 除) 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第2章 株式 第6条～第10条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第11条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は <u>8名</u> 以内とする。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は <u>12名</u> 以内とする。 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。  2～3 (条文省略)	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。  2～3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  2 取締役会は、その決議によって取締役社長を1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。  3 (条文省略)	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。  2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長を1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。  3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役会規程) 第26条 (条文省略)	(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)
(新 設)	(重要な業務執行の委任) 第29条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の定めにより、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会を招集するには会日の3日前までに各監査等委員に通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は法令等に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第34条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第6章 会計監査人 第39条～第41条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり)
第7章 計算 第42条～第45条 (条文省略)	第7章 計算 第38条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>